

[検討問題]

以下の事案を読み、X・Yらのいずれの主張が認められるか、検討をしてください。その際、どのような基準で結論づけるべきか、という視点について意識しながらみなさんで議論をし、グループごとに判決を導いてください。

[事案の概要]

原告Xおよび被告Yら6名は、いずれもN市I町に所在する。昭和56年5月、K鉄道会社から分譲住宅を購入(X・Yらは購入価格同額である)し、同年5月から居住しているが、X宅の前の公道上がX宅を含めて12世帯のごみ集積場として現在まで15年あまりの間利用してきた。

X及びこれと同様の立場にある分譲住宅住民で組織された自治会はブロックごとに存在し、各ブロックごとに平成2年以降ごみ集積場所の移動の可否等を検討し、その結果、平成6年には、XYらの所属する自治体以外の他の分譲住宅ブロックにおいてごみ集積場の輪番制が採用され、また、ごみ集積場を住宅に対する被害のない場所に変更したブロックは14か所に上った。

Xは、同年、Xを除く11世帯に文書を回覧して輪番制を提案したが、8世帯が反対の文書をXに送付した。

Xの相談を受けた弁護士が反対している世帯に呼びかけて話し合いの機会をもったが、進展せず、同弁護士は訴訟の提起に踏み切らざるを得ないとし、輪番制に対する最終的意思の確認を求める書面を送付した。

結局、Yら5名のほか1名を除き、輪番制に賛成した。

そこで、Xは、輪番制に賛成しない6名の住民に対しゴミの排出の差止めを求めた。

[当事者の言い分]

原告Xの言い分：

本件集積場は、昭和56年5月、原告XがK鉄道から分譲住宅を購入し居住するようになってから現在に至るまで、一貫してごみ集積場所として利用されてきている。

本件集積場は、原告宅敷地に接する公道上に存在するため、原告は、分譲住宅に居住して以来、約15年間にわたり、生ごみの汁やごみ自体の強烈な悪臭、猫やカラスの食い散らしによる生ごみの散乱、ごみの排出による原告宅敷地やその周辺の汚穢、更には、家庭ごみがX宅前に置かれることによる不潔な景観等の不快感といった、受忍限度を超える甚大な生活上の被害を恒常的に被ってきた。

もっとも、家庭ごみの排出は住民が生活をする上で避けることのできないものであり、居住地域全体の問題であるから、公平の理念と排出者負担の原則の上に立って、ごみ集積

場所を一定期間ごとに交代で移動する輪番制が採用されるのであれば、当該一定期間の不快感や煩わしさは甘受しなければならないが、一部住民のエゴによって、特定の者のみが右のような生活上の被害を被り続けるというのは社会生活上一般に受忍すべき限度を超えるものであり、人格権の重大な侵害であるから、差止めを認めることによって法的救済が図られるべきである。

確かに原告は、自宅前にごみ集積場所が設置されていることを承知の上でX宅を購入したわけであるが、その理由は、K鉄道の従業員の説明や、右従業員から渡された「ご購入のしおり」によって、ごみ集積場所の指定は固定的、永久的なものではないと考えていたからである。よって、Xには、住宅購入時とはもかく、将来にわたって永久的に自宅敷地前をごみ集積場所として引き受ける義務はない。

なお、本件ごみ集積場を利用している住民のうちX及びYらを除く五世帯は輪番制の採用に賛成しているが、Yら（5名）は輪番制の採用に反対し、現状維持の態度を表明。

被告Yらの言い分：

Xは、K鉄道からB1分譲住宅を購入した時点において、X宅の敷地に接する公道上にごみ集積場所となることを承諾している。これに対し、Yらは、分譲住宅購入時に、Yら宅の敷地に接する公道上にごみ集積場所とはならず、X宅前の公道上にごみ集積場所であることを確認した上で、それぞれ自宅を購入した。よって、Xは、Yらに対し、X宅前の公道上をごみ集積場所として引き受ける義務を負わなければならない。

仮に、Xが自宅購入時に本件集積場所をごみ集積場所となることを承諾していなかったとしても、X及びYらは、分譲住宅に居住して以来、十数年間にわたり、X宅の敷地に接する公道上をごみ集積場所として利用してきており、したがって、XとYらの間には、X宅の敷地に接する本件集積場をごみ集積場所とする旨の黙示の合意が成立している。

[資料]

◆ゴミ収集作業の現況

本件集積場でのごみ収集作業は、従前から毎週月曜、水曜、金曜の三回行われており、一回当たりの排出量は、みかんの段ボールに換算すると概ね一〇箱前後である。また、平成七年一〇月から缶・ガラス瓶の分別収集が月二回、隔週木曜に行われるようになり、一回当たりの排出量は、みかんの段ボールに換算すると概ね三箱前後である。本件集積場にごみが置かれ始めるのは午前七時四〇分ころであり、ごみ収集車が本件集積場に到着する時刻は、以前は午前九時ないし九時三〇分ころであったが、現在では午後一時三〇分ころに変更になっている。本件集積場の清掃作業は、本件集積場を利用している一一世帯で一週間毎に当番を決めて順番に行っている。

#### [用語]

人格権侵害：権利者と分離することができない利益、たとえば、身体、自由、名誉を目的とする権利（民法の場合は、これらを侵害した場合は不法行為請求や物権的請求権等により差し止めが可能）。その他、人格権の例示として、生命、貞操、信用、氏名、肖像、プライバシー

受忍限度論：騒音、振動等の生活妨害が不法行為となるための要件の一つである「違法性」の判断基準を指す。本来、違法な行為であるが、例外的にそれらの行為が社会共同生活上受忍すべきものと認められる程度のものであれば違法ではない、として扱われる

#### [参照裁判例]

東京高判平成 8 年 2 月 28 日判例時報 1575 号 54 頁

横浜地判平成 8 年 9 月 27 日判例タイムズ 940 号 196 頁

大分地判平成 20 年 12 月 12 日判例タイムズ 1300 号 199 頁